

令和7年第1回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

令和7年1月31日 開会

}

令和7年1月31日 閉会

吉田町議会

令和7年第1回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 （1月31日）

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○議事日程の報告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、表決	2
○町長挨拶	1 8
○議長挨拶	1 8
○閉会の宣告	1 8

開会 午前 9時00分

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和7年第1回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達されますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 開会に当たりまして、町長から御挨拶をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には、お忙しいところお呼び立てして、申し訳なく思っております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（大石 巖君） ありがとうございました。

◎開会の宣告

○議長（大石 巖君） 本日は、3番、盛 純一郎君から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は11名であります。ただいまから令和7年第1回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会へ説明員として、委任または囑託され出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大石 巖君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によりまして、12番、蒔田昌代君、1番、大

石裕之君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大石 巖君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定をいたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第3、第1号議案 令和6年度吉田町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和7年第1回吉田町議会臨時会に上程されました議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程されました議案は、補正予算について1件でございます。

それでは、議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第1号議案は、令和6年度吉田町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

本議案は、令和6年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,490万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ150億2,333万3,000円と定めるとともに、繰越明許費、地方債の補正について定める補正予算をお認めいただくとするものでございます。

以上が、上程されました議案の概要でございます。

議案の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いいたします。

それでは、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第1号議案 令和6年度吉田町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和6年度吉田町一般会計補正予算（第7号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,490万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億2,333万3,000円とするものでございます。

また、第2項でございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

次に、第2条でございます。令和6年度の事業のうち、年度内に事業が終わらない見込みがあるものとして、地方自治法第213条第1項の規定に基づいて翌年度に繰り越して使用することができる経費を、3ページに掲げる第2表繰越明許費補正のとおりとすることをお認めいただくとするものでございます。

次に、第3条でございます。地方債の補正につきまして、4ページから5ページに掲げる第3表地方債補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

具体的な内容といたしまして、繰越明許費から御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

今回、措置しようとしております繰越明許費でございますが、全部で4事業につきまして、総額1億7,218万7,000円の予算を翌年度に繰り越して使用することをお認めいただくとするものでございます。

それでは、繰越しをお認めいただく事業費とその財源につきまして、事業ごとに申し上げます。

まず、職員人件費につきましては、物価高騰生活支援臨時給付金給付事業費に係る時間外勤務手当72万6,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、全額国庫支出金でございます。

次に、物価高騰生活支援臨時給付金給付事業費につきましては、物価高騰生活支援臨時給付金の給付に係る事業費7,405万4,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、全額国庫支出金でございます。

次に、吉田町内道路舗装修繕事業費につきましては、大幡大井川線及び堤内3号線の舗装修繕に係る工事請負費4,600万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫支出金と地方債でございます。

次に、大幡川改修事業費につきましては、大幡川水系大窪川の河川改修に係る経費5,140万7,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫支出金と地方債、そして一般財源でございます。

なお、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づいて、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製して、次に開会される議会に報告しなければならないことになっておりますので、これらの繰越明許費につきましても、そのルールに従って御報告させていただくようにいたします。

続きまして、4ページから5ページの地方債補正につきまして御説明申し上げます。

起債につきましては、第3表に掲げる事業の起債限度額につきまして、追加及び変更をお認めいただくとするものでございます。この地方債の補正によりまして、起債全体の限度額は補正前と比較して3,950万円増額となります。

続きまして、別冊の令和6年度吉田町一般会計補正予算（第7号）に関する説明書に沿って、補正予算の内容を御説明いたします。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

説明書の3ページを御覧ください。

14款国庫支出金につきましては、8,978万円の増額でございます。その内訳でございますが、まず2項5目土木費国庫補助金におきまして、国の補正予算に伴いまして1,500万円を増額するもので、河川費補助金につきましては、社会資本整備総合交付金1,500万円を計上するものでございます。

次に、8目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金におきましては、住民税非課税世帯に対する国の経済支援の補正予算に伴いまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7,478万円を計上するものでございます。

続きまして、3ページ、4ページにかけての17款寄附金につきましては、6,000万円を増額するものでございます。これは、1項2目ふるさとよしだ寄附金におきまして、決算見込みによる増額と組替えを行うものでございまして、一般寄附金を2億3,600万円減額するとともに、指定寄附金を2億9,600万円増額するものでございます。

続きまして、18款繰入金につきましては、2億7,562万7,000円の増額でございます。これは、2項1目基金繰入金におきまして、今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございまして、財政調整基金から2億7,562万7,000円を繰り入れさせていただくものでございます。

5ページを御覧ください。

21款町債につきましては、3,950万円の増額でございます。これは、1項5目土木債におきまして、3,950万円を増額するものでございます。

その内訳でございますが、まず道路橋梁債につきましては、310万円を増額するものでございます。これは、国の補正予算に呼応し、吉田町内道路舗装修繕事業については、歳出の道路維持費の増額に伴う組替えによる増減、また、吉田町内橋梁維持補修事業については、組替えによるものでございます。

次の河川債につきましては、大幡川改修事業（国補正分）について、国の補正予算に呼応し、大幡川水系大窪川の河川改修に伴いまして、3,640万円を計上するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

2款総務費につきましては、3,411万8,000円の増額でございます。これは、1項6目企画費におきまして、歳入で御説明させていただきましたふるさとよしだ寄附金の増額に対応いたします費用を計上するものでございます。

7ページを御覧ください。

3款民生費につきましては、7,478万円の増額でございます。これは、1項1目社会福祉総務費におきまして、国の補正予算に伴い、物価高騰生活支援臨時給付金給付事業に係る職

員人件費72万6,000円を増額、また、物価高騰生活支援臨時給付金給付事業費については、物価高騰の影響が大きい住民税非課税世帯に対する国の経済支援の補正予算に伴いまして、物価高騰生活支援臨時給付金の給付に係る経費といたしまして、7,405万4,000円を計上するものでございます。

8ページを御覧ください。

8款土木費につきましては、6,000万9,000円を増額でございます。

まず、2項1目道路維持費におきましては、吉田町内道路舗装修繕事業費について、860万2,000円を増額するものでございます。これは、国の補正予算に伴いまして、大幡大井川線及び堤内3号線の道路舗装修繕に係る道路改良費860万2,000円を増額するものでございます。

なお、吉田町内道路舗装修繕事業費につきましては、令和7年度に繰り越す措置を講じさせていただきます。

次に、8ページ、9ページにかけての3項3目河川新設改良費におきましては、大幡川改修事業費について、5,140万7,000円を増額するものでございます。こちら、国の補正予算に伴いまして、大幡川水系大窪川の河川改修に係る設計委託料625万9,000円、河川改修4,514万8,000円を計上するものでございます。

なお、大幡川改修事業につきましては、令和7年度に繰り越す措置を講じさせていただきます。

9ページを御覧ください。

13款諸支出金につきましては、2億9,600万円の増額でございます。これは、2項1目基金費におきまして、ふるさとよしだ寄附金基金につきましては、歳入のふるさとよしだ寄附金（指定給付金）が増額になったことに伴いまして、ふるさとよしだ寄附金基金に2億9,600万円の積立てを行おうとするものでございます。

以上が、第1号議案 令和6年度吉田町一般会計補正予算（第7号）についての内容でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 以上で、上程議案の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩とします。

休憩中に全員協議会を開催いたします。本会議の再開は全員協議会終了後といたします。

休憩 午前 9時15分

再開 午前 9時40分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。

引き続き、日程第3、第1号議案 令和6年度吉田町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

これから、第1号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出についての質疑を行いたいと思いますが、それでは初めに、歳入についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないように、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑まで至らないよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） ふるさとよしだ寄附金について、説明書3ページから4ページです。

今回の補正は、一般寄附金を2億3,600万円減額し、指定寄附金を2億9,600万円増額するというものです。それによって、一般寄附金が寄附金全体の40%、指定寄附金が60%になります。

令和元年度の当初予算では、一般寄附金の比率は75%、令和3年度は、その比率を70%に減らしています。令和5年度は65%に減らしました。その流れで、令和6年度は60%に減らしたわけでありますけれども、令和5年度の決算によりますと、一般寄附金の比率は55%であると。

前年度55%であった、全体的に流れとしては一般寄附金が減っているという状況の中において、一般寄附金を令和6年度60%にしたという、その結果、今回2億3,000万円ほど一般寄附金を減らし、その分、財政調整基金から補わざるを得なくなったということなんですけれども、令和6年度の寄附金の予算額を決める際に、年々下がっているという状況を見誤ったのか、それとも、比率が変わったとしても、令和7年度の予算を考えれば、指定寄附金は一般財源としてほぼ使えるんで、問題ないというふうに考えているのか、いや、やっぱりちょっと見誤ったよなという反省があるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

ふるさと納税の寄附ということで、例年ですと、先ほど今、議員おっしゃるとおり、大体6割4割という形で、それが55%になったりだとか、6割になったり7割になったりというところで、だんだん今、一般寄附のほうが減ってきているという傾向はございますけれども、ただならしてみますと、大体六四くらいの比率ではないかなというところで、今、予算措置のほうはさせていただいております。

ただ、議員おっしゃるとおり、今の傾向からいたしますと、やはり寄附をしている方がだんだん増えてくる中では、いろんな考え方があったりだとか、やはり丸投げではなくて、町の考え方、そういうものに共感する中で、ふるさと納税をしていこうという方もかなり人数が増えている中で、考え方も多種多様になってきて、そういうものが増えてきているということでありますので、傾向としましてはそういう傾向はございますけれども、まだ極端に変わっているような傾向はございませんので、もう少し様子を見ながら、その辺の比率については考えていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そうすると、令和6年度の当初予算では、前年度は55ぐらいになるという予測はついているわけですね。今日の説明でも、決算見込みからという説明があるんで、決算見込みで比率を変えているわけで。

その中で60としたというのが、えいやと決めたというような、世の中いろいろ変化はある

けれども、六四ぐらいだろうという読みで決めましたということなのか、もうちょっと考えた上で六四にしたのか、そこはどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

えいやというよりも、55が60なのか50なのかというところの考え方というのは、多分あると思いますけれども、今までの平均でいくと大体六四だということで、6割と4割という形で決めさせていただいておりますので、これが極端に、例えば5割だったり5割を切るような話になってくれば、そこでもう少し比率については、考えていかなければいけないかなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 決め方は任せるとして、結果として、今回、一般寄附金を4割補正したと、6割と言われていたものが4割になってしまった。そのために財調を使わなければならないというのが、私は問題だと思っているんで、やっぱり財調というのは大切な金だと思うんですよ。

それを使う分をいかに減らすか。やっぱりしっかりした読みを持って、一般寄附金というのを、比率、金額を予算として決めていくべきだと思うんですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

今回、指定寄附と一般寄附の割合が変わったということは、予算上見れば、やはりもう少し見通しをちゃんとしていかなきゃいけないなということではございます。

ただ、財調を積む、取り崩すという部分につきましては、寄附の中で、先ほども議員がおっしゃったとおり、現年で使うか次の年の予算で使うかというところの入と出の部分については、結局、言ってしまうとツープイな関係になるものですから、そこでどうしても歳出が伸びていて、そこに消費していくような形とはまたちょっと違うものですから、ただ、予算の想定というところでの見通しはちゃんと取らなきゃいけないということで、今後につきましては、どういった形で見通していくかというのは、精度等を上げていく必要があるかとは思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに歳入についての質問はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 繰入金、財政調整基金、今回の補正によって、先ほどのふるさと納税、寄附金への一般寄附金の減額によって、2億7,000万円ほど財調から出すと。本年度の財調の繰入金は、トータルでいくと13億9,000万円ぐらいになります。

令和5年度からの積立金で、6億8,000万円繰り入れたと、財調に積み立てたということからすると、令和5年度の残高が19億2,000万円、6億8,000万円足したんで、本年度、財調とすれば、27億円ぐらいになるわけですよ、積み立てた分を加えればね。ところが、先ほど全協でお伺いしましたところ、来年の差引額は4億円か5億円だと。そうすると、財調の6年度末の予想額は12億円、それに積立てが5億円だとすると、トータルで17億円になりま

す。

そうすると、令和6年度27億円あったものが、令和7年度は17億円になるわけです。この10億円の減額はというふうにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

先ほどの歳入歳出差引残額の関係と9月の積立金の部分については、9月の決算に伴って、当然繰越額の部分と、あと交付税等、そういったものが上振れしたりとか、そういったものが反映されることで、あとは9月時点での事業の進捗等によって、いろいろな補正予算を組むんで、その財源にも充てられるということなので、ちょっと繰越額と9月の決算の積み込みという部分については、イコールではない部分がございますが、ただ今年度、そういった財調が減っている分につきましては、当然人件費であるとか、社会保障の扶助費であるとか、物価高騰ですとか、そういったものが全体的に上がってきていて、通常今までできていた金額ではできなくなって、事業を進めていくというの、そういう部分で増えている部分がどうしてもございます。

今後こういったものも、また見通しとしては、そういうことが上がっていくような状況はあると思いますので、そこは歳入歳出、整理しながら、なるべく効率よくやっていくように、財政運営していかなければいけないなどは考えております。

ただ、今、財調はそういった年度間の不均衡を調整するための財源でもありますので、そういったところを見極めながら、財政運営のほうはしていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 財政調整基金ですから、使い道が間違っているとは思っていないわけです。ただ、12月もやりましたけれども、20億円目指してためていくんだと言っていて、今年になったらぐわ一つと使っていると。使い方は別に誤ったやり方ではない。何か方針の食い違いというか、言っていること、昔言っていたことと今やっていることが違うんじゃないか。

要するに、防潮堤を建てるから何だかんだ言って、ためるんだと言っていたと思うんですよ、おとしまではね。そのとき、前任の副町長がそうおっしゃっていたわけです。ところが今年になったら、ころっとどんどん使い出すという、その辺の答弁とやっていることの違いというのに疑問を感じると私は言っているんだけど、それに対しては、まともな回答があるでしょうか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

基本的に、やはり事業というものが、今後、防潮堤とかございましたので、そこについては、当然かかる金額等を見据えれば、財調をなるべくためて、こういったことに対応するために取っておきたいという部分もございました。

今回は、大分財調のほうを取り崩さなきゃいけない状態になっておりますけれども、先ほども申し上げたとおり、社会的な経済情勢等によっての増減というところですので、どうしても出さざるを得ない部分というところでの使用ということになっておりますので、方針が転換したとか、そういうものではなくて、使い道に沿った使い方をさせていただいていると

いうことになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに歳入について、よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（大石 巖君） それでは、これで質疑を終わります。

次に、歳出に入ります。

初めに、2款総務費についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大石 巖君） なければ、質疑を終結します。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これで質疑を終結します。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

先ほど全協で聞きました9ページの大幡川改修事業、先ほど聞きました。先ほど確かめたのが、僅か40メートルですね。40メートルで、ここに私が考える幾つもとたくさん質問がありますので、お聞きしますね。

この繰越明許に関して、大幡川、これは僕は、大幡川水系にすることが正しいと思っていますけれども、大窪川の話になってきますので、その中に毎年毎年、今回たった40メートルやるだけで、繰越明許として出てきました。大幡川、大窪川関係の、毎回繰越明許として出てきますよね。

僅か40メートルやるのに繰越明許にしなければならない理由、幾つかあると思うんですけども、その理由というのは、正当な理由を教えてくださいと思いますけれども。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

こちらの繰越明許をさせていただく理由というところになるんですけども、これは国のほうの補正予算で、国のほうの交付金のほうを頂けるというところがございまして、それに町のほうも対応して、事業をやらせていただくということになります。

これになりますので、実際にお金の内示といいますか、金額のほう、交付金を頂けるのがこれからということになりますので、事業自体は今後やらせていただくということになるという関係から、繰越しをさせていただいて、事業を進めていくということになるものでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） まず、先ほど言われた40メートル、工事の40メートルに関してお伺いしますね。

40メートルといいますと、この庁舎から駐車場の向こうぐらいですね、長さとして40メートルで。例えば10倍として400メートルやったときに、恐らくここから吉田中学校の体育館辺りですね。

言いたいことは、その僅か40メートルを使うのに、国の今言われた理由はあるでしょうけれども、まず設計料が62万5,900円。この設計料というのは、私が設計をして、多分土木もそうでしょうけれども、40メートルの設計をするときであっても、400メートルの設計をするときであっても、ボーリングであるとか、かかる費用はほとんど2倍くらい。恐らく1,500万円ぐらいでできるでしょう、400メートルやっても、設計がですよ。もっと計算すると、かかるかもしれない。

ただし、40メートルやってこれだけかかると、例えば10年間で600メートルやるに当たって、10年間とすると、設計だけで6,500万円、10年間ですよ。これが町民にとって、税を使うことが正しいかどうか。そういう物の考え方、要するに、確かに国の有利になる部分はあるでしょうけれども、有利になるために、それをずっと我慢して使うために、町民の税金を、もし400万円、4,000万円使うんじゃないくて、長いことやれば、距離をやれば、同じ経費がかかる中で、恐らく2,000万円ですでたとしたら、それはどちらが有利であるか、町民にとって有利であるか明らかですよ。

それで、この40メートルという決め方、これは国によって決まっていますが、その中で、今言った合理性、税の合理性を求めたときに、40メートルという数字をもっと多く、町民税を使ってもいいから、大きくできないかということなんです。その辺の不合理を私は感じますけれども、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

まず、こちらの事業の御説明のほうをちょっとさせていただきたいと思うんですけれども、まず、こちらの設計の委託料、これにつきましては、今回こちらの河川工事費、河川の改良の費用ですね、つく金額の設計をするものではございません。それはもう既に、設計のほうはさせていただいているものがございまして、今回行います設計につきましては、大窪川の改修の工事に関係するものではございますけれども、農業用の水門と管渠、それよりちょっと上流部分にあるんですけれども、そちらの設計を行う費用をこちらのほうに積んでいるものでございます。

説明につきましては以上となります。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ちょっと理解できないんですけれども、例えば大窪川に関しては、もう設計というのは全体をやっちゃってあるということですか、今の発言。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

全てではないですけれども、部分的なところまでは終わっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） その部分的なというのは、数字で、お金の話になりますので聞きますけれども、どのくらいの距離というか、設計の済んでいる距離感で、どのくらいあるんです

か。どのくらいのやつを設計しているんですか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） すみません、ちょっと今、どこのところまでというところ、私、数的に持っているところがございませんので、お答えすることができないんですけれども、ある程度といいますか、上流部に当たる、今のところの工事を施行する上流部のところにつきましては、設計のほうが終わっているところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 山内議員、補正予算の範囲内での質問をお願いします。

○8番（山内 均君） もちろんそうなんですけれども。ここに設計料が出ていて、その危険性を持っているから、私は危険と思っているから聞いているわけです。

それはなぜかという、理由をはっきり言います。40メートルではなくて、もっと大きなものをやることによって、もっと合理性が生まれるんじゃないですか、税に対しての合理性が生まれるんじゃないですかということ聞いています。その考え、町の考え方をお聞きしたいんです。どちらでもいいんですけれども。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

まず、河川工事につきましては、施工上の制約がございます。それは、非出水期での工事ということもございますので、その中でできる距離というものがありまして、それが今回上げさせていただいている40メートルというような施工量ということになっているものでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 理事にお聞きしたいです。理事、いいですか。

ちょっと今の答えで分からないんですけれども、ある程度決めてありますよ、どこまでやってあります、それはまだ、ある程度しか分かりませんよと言っていますよね。でも、今の話だと、40メートルは、そういう規定があって40メートルと。何か制約があるということなんですけれども、この40メートルあって、それは今の、ここでしか聞けないんですよ。たくさんあるときにはあまり聞きたくないですから、こういう大事なことは。

そのときに、物すごく損失をすると思うんですよ、税としてね。40メートルやるのに62万円、そういうところをもっと合理的に、町のほうとしては、合理的というか、税をできるだけ有効に使うためには、もっと何がいかと考える使っていただきたいんです。

要するに今、一番最初は国の補正があって、国のほうから出てきたと、そのためにたった40メートル。それは、それをやって、その中ではそうかもしれないけれども、実際10年かかってみたら、その40メートルは僅かに、物すごい損失だったと。40メートルやったときには、6,000万円で設計が終わったはずだと、いろんなことをね。40メートルって、さっき言っていた、ここから予習ですよ。

そういう距離の中で、本当にこういうもの、今議長は、補正だから補正で聞けと言うけれども、全体の話聞いて初めて、それが合理性があるかどうか分かるわけですから、その辺の回答って、今、すごい言い訳ばかり聞こえているんですけれども、ちょっとその辺どうですか。あれが全てなんです。あれ以上もうないんです。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

施工できる範囲といいますか、その年度内でできるところの量がございます。その関係がございまして、今回、補正予算でやらせていただくということがあるんですけども、大窪川の今、この場所でやる場合ですと、施工延長としまして、約40メートルの区間を今回繰越しとして事業させていただくということになりますので、それ自体は毎年毎年、同じような形で、国のほうの補正等の対応であれば、そういうお金のほうを確保しながら、実施をさせていただくということになってこようかと思います。

以上です。

○8番（山内 均君） とても納得いかない。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

○8番（山内 均君） いや、聞きます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） いいですか。細かくてごめんね。

今言った、40メートルが国の規定しかできないよ、40メートルしか。そうなんですか。本当に40メートルしか、国はやっちゃいかんというわけですか。そんなことないでしょう、国交省。できるだけ早くやりなさいということでしょう。温暖化の中で、何が起こるか分からない状況ですよ。

前にも言ったけれども、早くやってくれと、排水、治水に関しては。それに関するわけですから、ああいう回答で出しちゃっていいですか、表へ。出しますよ、これ。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

まず、国のほうが、これだけをやりなさいというふうに言われているところではございません。町のほうで要望させていただいたものに対して、国のほうから金額を頂いているということになりますので、その中で、今回施工させていただけるのが40メートルということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） いいです、今日はこれしかないから。

本当に理事、お願いします。今言った40メートルだけをやって、本当にそれで積んでいって、そうすると、それは当然随意ですよ、随意で設計やるでしょう。それが一番合理的ですから、随意が。随意はそれでいいと思うんです。

ただし、随意でやるに当たっても、その中を10倍の中でやったときには、400メートルでしょう。それをやったときには、今の金額から3割か4割ぐらいの設計料でいくはずなんです、設計家に聞くと、こういう業者がやっていくとね。

そういう、国のために、国がこれしか出さないから、40メートルやります、20メートルやります、そうするとき、補正はどんどん税金から出るわけじゃないですか。その辺を私はお聞きしたい。

課長、いいです、課長に追及しているわけじゃなくて、理事に聞きたい、町の考え方を聞

きたいんですから。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 何か町の答弁が下手というか、申し訳ないですが、考え方がちょっと変わっているもので、私の意見を述べさせていただければ、ちょっと。

国の補正予算が決まって、よく町が予定しているよりも少ないと、かなり減額があつて、事業が少なくなっちゃつて、それで道路の補修とか、そういうのができないよということで、それが今回、逆の立場の考え方で、国からの補正の金額が思ったより多かったもので、その分を多い分を、町のほうが何割だか、補助金というか補正があるものですから、それに加えて、40メートル分ならそれができるもので、それをやるよという、そういうことじゃないかと自分は思ったけれども、そうじゃないんですかね。それじゃ余計分からなくなりますけれども。

それで、設計というのは関係ないですよ、水門だかという話なんで。それじゃ私もよく分かりません。自分はそう思ったということでね。

○議長（大石 巖君） 答弁のほう、よろしいですか。答弁がよく分からないという話ですけれども。

建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

工事につきましては、40メートルの区間を今回補正でさせていただいて、工事のほうを進めていくというところになります。

設計のほうの話につきましては、その上流部にあります農業用の水門と、あと管渠がありまして、そちらのほうの設計業務を別で発注するという二つのものを、今回補正で上げさせていただいているところでございまして、工事自体のものは、毎年毎年、補正等の対応等、国からの補正等の対応があれば、その対応に応じて、町のほうが要望させていただいて工事を進めていくというようなことを、今までずっとやらせていただいていたところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

○8番（山内 均君） よくないです。ちょっと聞かせてください。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 設計と言いますけれども、設計って、一番大きいのは、設計単価の中の人件費とか、そういうやつですよ、それと物価の高騰。やっていって、今こんな時代で、例えば、どのくらい先までやっているか分からないけれども、いいんですか。それでできるんですか。

それと、水門だけと言うけれども、その説明を何でしないんですか。してほしかったですね。やっぱりそのぐらいの説明をしてもらおうと、私の中でも瞬間的に、工事の部分と設計の部分の、もちろんこういう形で設計が出てきたときに、間違いなく設計単価は、昔は我々出していましたので、その設計の中からこれだけかかりますよというのは、今は国交省が、県が出すようになりましたけれども、昔は我々が出したんです。そのためには、物すごい客観的な数字を出したわけです。建設単価であるとか、いろんなものを出してきて、日本中の平均値を出して、そして、物すごい苦労して出したんです。だから、物すごい信用していまし

た。今、信用していないですもん、私。

ということは、何が自分を、納得させる単価って分からないですね。だから、その話が全く見えてこないんです。その辺の説明を町としてどう考えますかと、ちょっと聞かせてもらいたいんです。合理性含めて。

○議長（大石 巖君） 山内議員、今の設計の金額については、上流の農業用水門の設計だという答弁がありましたけれども。要するに、河川改修の設計とは違うという答弁ですけれども。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今言った、その設計を説明してくださいよ、最初に。その水門、どこですか。それをやってもらわないと分からないですよ。どこなんですか、その水門の設計って。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 農業水門につきましては、大窪川と第二大窪川の合流点の上流にある水門、そこになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 笑っていないでくださいね、真剣ですから。

設計やっていて、工事やっていて、物すごい疑問、なぜこんなに金がかかるのか、僅かこれだけの。もっと合理性を求めることが必要じゃないか。国だけに頼っているうちに、町の税金がどんどん上がっていきますよ、この物価高。間に合わない、そんなのやったら。その中でどうですかと言ったんです、町の考え方は当然変わってきていると思います。過去10年とか、10年前とか、その辺を含めて、今の状況でこういう数字が出てきたときに、それが本当に合理性があるのかどうか、それを合理性があるという部分で答弁いただきたいです。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

まず、今回の補正予算の関係で、この大幡川の改修事業につきましては、私たち町にとりましても、最少の経費で最大の効果というところの中で、今回国の補正があって、交付金、それからまた起債等の関係、これは交付税措置があるということの中で、やはり町から出すいわゆる税を、税金ですね、先ほど山内議員、町からの税金ということがありますが、そこを最初に押さえながら、国と、そうした優遇制度を活用しながら、町の中で行っていくということで、今回、補正予算で、その範囲の中で40メートルという、メートル数でいけば40メートルかもしれませんが、この40メートルの中は、経費としては国の補助金等を有効活用して、最少の経費で、町民にとってもメリットがある形の中で、町としては行っているというところです。

ですので、例えば、たくさんの距離をやれば、国の補助がなければ、町のほとんど持ち出しになってくるわけですね。確かに水害被害の防止ということありますけれども、そうした中で、町としてもそういうことをやらなければならないという中で、国の交付金を活用しながら行っていくというところが、町としてはやっていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、決して税の無駄遣いとか、そうしたものではなくて、また、先ほど建設課長

が申し上げましたとおり、河川改修につきましては、一年中できるというわけではないというふうなことでございます。ですので、水が流れています。非出水期のときでないと工事ができないということもありますので、そうした期間の制約もありますので、そうした中で、町としては最大限行うということで、今回、補正予算のほうをお願いしているというところでございますので、その点は御理解をいただきたいということでございます。

以上でございます。

○8番（山内 均君） 最後にします。

本当に言いたいことは、ビジョンを持った中でやっていただきたいです。そのビジョンというのは、気候変動のやつもあるでしょう。周りの人達の税金、税、町民税、税というものもあるでしょう。それをビジョンを持った中でやっていきたい。いつかどこかで聞かせてください。

以上にします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今の議論ですけれども、この予算書、説明書、詳細説明を聞いた中において、大幡川改修事業で設計委託料、河川改修としか説明ないわけですよ。河川改修というイメージからすると、それに伴う設計だと考えるのが普通だと思う。要するに説明がないわけだから。

ここの連携が悪いのかどうか分かりませんが、この設計委託料はこういうものの設計委託料である、大幡川改修は通常40メートルの改修である、そういう説明をしっかりとすれば、もっと時間かけなくても、議論は進んだと思うんですけれども。やっぱりしっかり説明、この項目に関しては何だという説明を私はしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

今回、詳細説明の中で、その辺が不明瞭というか分からないということで、こういう状態になったというところは、非常に申し訳ないと思います。

ただ、詳細説明という中で、どこまでできるかという部分、今回の案件だけの話のときと、当初予算だとか全体のときもあるので、ちょっとそこについては、なるべくそごのないような説明にはしたいなとは思っておりますが、またちょっとその辺は検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 先ほど私、意見言わせてもらいましたが、ちょっと納得がいかないもので、もう一回確認をしたいんですけれども、説明でいきますと、この河川新設改良費というところのあれが、国の補正予算によるものということで、この工事をやるというふうに私は理解したものですから、大幡川改修事業費ですか。

なので、先ほど言ったように、これまで道路なんか、国のほうの補正が確定してくると、やれるメートル数が増えるだけ減るだけといって、これまでずっと、今の時期だと減ってき

て、補正で減額になって、それでよく議員のほうから、何で、それじゃ普通の一般財源でやりゃいいじゃんというような話も出ていますけれども、そういう感覚でいたわけ。それで、ですから今、40メートルというのは、あくまでも補正の範囲の中で増えた部分で、予定したよりもたくさんできるもので、40メートル、その40メートルというのは、できる距離が、先ほど言ったように、シーズンの中でやれる工事の大体の距離というのは理解しました。

ですから、その工事自体が、先ほどはそうじゃないよという話なんで、それならそもそも、当初予算に入っているものであればいいだけが、そうじゃなくて、あくまでもこれ補正でやることなもので、何らかの補正をしてやらなければいけないということがあってやるものなので、先ほど私が聞いたのとは違うなら、何の理由があって、この40メートルをやるのかというのをちょっと伺いたいんですけれどもね。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

まず、補正でやるということの理由につきましては、補正のほうが交付金に対するつきのほうがいいといえますか、町に対する頂ける補助金の率といえますか、頂ける金額のほうがつきがいいといえますか、取れるお金のほうが多いということになります。今回の河川の関係につきましてはというところになるんですけれども。

その関係がございまして、町のほうとしましては、補正予算のほうの、国の補正予算に対応する形で申請のほうを上げさせていただいて、今回のこれぐらいのお金のほうがついてきているということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 私が先ほど話した、今話したことで間違っていないんですかね。財政課長のほうでちょっとお願いします。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

議員のおっしゃった、要は国の補正があって、それで予算がついてきて、それに対して呼応してやっている事業ですので、議員の言っていることと何か違うかということ、違いはないと考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかにありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 副町長、笑っていますけれども、今の中で、私が設計屋として疑問を感じるのは、理事が言われた雨の水の流れ、ありますよね。それは、そんな改修する技術はあるんです。持っています。海の中でもコンクリートは固まります。海中コンクリートがあります。できるんです。東名高速道路も流れを止めてやっています。

それも考慮して、私ら設計やったときに、全部そういう考慮するわけですよね。そのときに、これが一番合理的にできるかできないか。年間のうち僅か3か月で何年もかけるんだったら、そんな工事は物すごい金がかかっちゃうからということありますので、ぜひ今言った回答の誤解だけ解いておいてくださいね。それはできますから。水中コンクリートあり、水路の流れを変えることあり、お水の量に規制をかけてやることもあり、それはできますから。

その中で一番合理的のものを探していただきたい。そうしていけば、国だって、それでもってやっていったときには、国だって考え方を考えてくれると思うんです。あまり国に頼ることもないと思いますけれどもね。

一応そういうことですので、ぜひその辺の確認というか、理解というか、された上で、やっぱりこういう確認を出すときには、そういうものを含めて、川が流れているからできないよじゃなくて、それを含めてやっていただきたいと思います。そうすれば、もっと合理的なものが出てくるのではないかと私は思っていますので、お願いします。

○議長（大石 巖君） 答弁求めますか。いいですか。

○8番（山内 均君） 聞きたいと思います。理事に聞きたいと思います。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 町としましては、今後も、工法等はいろいろ、これから技術革新等あるかとは思いますが、最少の経費で最大の効果ができるように、今後も進めていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大石 巖君） なければ、これで質疑を終結します。

それでは、次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、本議案の質疑について終結したいと思います。まず、全般にわたり質疑があれば許可をいたしますが、いかがですか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 繰越明許についてお伺いします。

今日はずっとこっちですけれども、また検討しますという答えが返ってくるのかもしれないんですけれども、繰越明許を説明するときに、予算と財源の説明がありました。

この事業を繰り越すというときには、本年度こういう計画でして、ここまでやって、ここが残っています。こうこうこういう理由によって、残った事業を繰り越しますという説明があれば、よく理解できるわけですよ。ただ繰り越す財源説明だけでは、何のためにこれを繰り越さなければならないのかという理解ができない。

それはどこで説明するかというのは、また別の問題として、やっぱりそういうところはしっかり説明していただければ、ああ、そういうことで繰り越すんだなということが理解できると思うんで、その辺の説明を今後うまくやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

議員、ちょっとこれについては、どういう形で今ここで明言して、どういう形でできるというのは、なかなか申し上げられないものですから、どのタイミングでどういう形で説明するであるとか、詳細説明の中でどの程度までやるかというのは、ちょっと検討材料とさせていただきます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大石 巖君） なければ、これで質疑を終結いたします。

以上で第1号議案についての質疑を終わります。

これから第1号議案についての討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 以上で、令和7年第1回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了いたしました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 御苦労さまでございました。

◎議長挨拶

○議長（大石 巖君） 本臨時会におきましては、予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上をもちまして、令和7年第1回吉田町議会臨時会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

閉会 午前 10 時 25 分